

[改正後溶け込み文書]

## 福井県警察医師の嘱託に関する訓令

昭和43年2月5日

福井県警察本部訓令第1号

改正 平成11年2月26日 福井県警察本部訓令第4号

平成14年5月1日 福井県警察本部訓令第18号

福井県警察医師の嘱託に関する訓令を次のように定める。

福井県警察医師の嘱託に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察署に留置中の被疑者等に対する医療、保健その他変死体の検視、検案等を適正かつ円滑に行うため、福井県警察医師（以下「警察医」という。）の嘱託及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(嘱託)

第2条 警察医の嘱託は、警察署長（以下「署長」という。）の警察医嘱託上申書（別記様式第1号）に基づき、福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が警察医嘱託書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

(業務)

第3条 警察医が署長の要請に基づき行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被疑者の留置に関する訓令（昭和53年福井県警察本部訓令第1号）に定める被留置者等の医療その他保健に関すること。
- (2) 検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づく変死体の検視、検案に関すること。
- (3) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）に基づく死体見分の立会に関すること。
- (4) 保護取扱いに関する訓令（昭和36年福井県警察本部訓令第16号）に基づく被保護者の医療その他保健に関すること。
- (5) その他署長が警察業務上必要と認めた事項に関すること。

(報告)

第4条 署長は、前条に定める業務を取扱った警察医から書面又は口頭により報告を求めることができる。

(身分証明書等の交付)

第5条 本部長は、警察医の身分を明らかにするため、警察医之証（別記様式第3号）及び腕章（別記様式第4号）を交付するものとする。

(身分証明書等の携行)

第6条 署長は、警察医に対し、非常災害等現場への出動を要請するときは、警察医之証の携帯及び腕章の着用を求めるものとする。

(嘱託期間)

第7条 警察医の嘱託期間は3年とし、更新することができる。

ただし、嘱託期間の途中において嘱託を解除した場合の後任者の嘱託期間は、前任者の残任期間とする。

(嘱託の解除)

第8条 本部長は、警察医が辞意を表明したとき、又は疾病その他の事情により業務の遂行に支障があるときは、署長の上申により嘱託を解除するものとする。

(秘密の保持)

第9条 署長は、警察医に対し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと及びその職を退いた後もまた同様であることについて徹底しなければならない。

(研究会の開催)

第10条 本部長は、必要があると認めたときは、警察医を招集し、研究会等を開催するものとする。

(報酬)

第11条 本部長は、警察医が検視立会等の業務に従事した場合には報酬を支給することができる。

別記様式第1号「警察医嘱託上申書」～省略

別記様式第2号「警察医嘱託書」～省略

別記様式第3号「警察医之証」～省略

別記様式第4号「腕章」～省略